

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により届出のあった大井川右岸土地改良区（袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市）の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和4年7月8日

静岡県知事 川勝平太

1 退任役員

役職	住 所	氏 名
理事	菊川市西方 2316	有海 喜一郎

2 就任役員

役職	住 所	氏 名
理事	菊川市半済 1605	岡本 吉弘